平成２１年（フ）第５５号
香川県観音寺市柞田町甲2185番地２
債務者　中村　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第３３１号
長崎県長崎市神ノ島町２丁目175番地
債務者　原田智奈美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷202番地13コンフォールウィルモア105号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷303番地４
債務者　鶴田　　純
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
長崎県長崎市女の都３丁目32番６号、旧住所長崎県佐世保市陣の内町197番地４
債務者　マカティー富士子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２３号
千葉市若葉区西都賀１丁目15番４号
債務者　永村　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５５６号
千葉市若葉区都賀１丁目２番４号　ハイツバチュラ101号
債務者　山田　富博
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４１号
千葉県船橋市田喜野井５丁目31番６号
債務者　津田沙知子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７２号
千葉県船橋市本町７丁目12番14―405号
債務者　村杉　伸彦
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９１号
千葉県船橋市本中山３丁目７番27―102号
債務者　井口　　亨
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９８号
千葉県市原市馬立883番地５、住民票上の住所千葉県館山市小原231番地の６
債務者　齋藤加壽子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７００号
千葉県船橋市二和西５丁目７番17号　身障者福祉ホーム若葉
債務者　竹田　徳男
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７０７号
千葉市稲毛区小中台町581番地　雇用促進住宅２棟305号
債務者　高田　英子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７１５号
千葉県船橋市北本町２丁目64番３棟204号
債務者　今井　康隆
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７３７号
千葉県茂原市上林21番地１　クローバーハイツ203、申立時の住所千葉県市原市八幡996番地11
債務者　田中　祐子（旧姓藤平）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７４６号
千葉市緑区おゆみ野中央３丁目７番地６
債務者　丸島　美起（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７５２号
千葉市花見川区花見川２番35棟102号
債務者　林　　政代
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４４４号
大阪市港区三先１丁目８番19号　宮本マンション605号
債務者　溝口　美**邦**
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４号
兵庫県姫路市東山84番地37
債務者　加納　久美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部